

(事案の概要)

・ JR東海(原告)の駅構内の線路に、高齢(当時91歳)で認知症患者の男性Aが立ち入り列車に衝突して死亡した事故(平成19年12月7日発生)に関して、原告が列車に遅れが生ずるなどして損害を被ったとして、Aの妻及び長男らに対して、振替輸送費等の損害賠償(719万7740円)を求めたもの

(民法第714条第1項の法定監督義務者該当性)

- ・ 民法第714条第1項は、責任無能力者が他人に損害を加えた場合にはその「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」が損害賠償責任を負うべきものとしている。
- ・ しかし、本件事故が発生した平成19年の時点では、法令上の根拠を欠くことから、認知症高齢者等の精神障害者と同居する親族であるというだけで、その者が「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」に当たるとすることはできないというべきである。

(法定の監督義務者に準ずべき者としての責任)

・ 法定監督義務者に該当しない者であっても、その監督義務を引き受けたとみべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法第714条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については法定の監督義務者に準ずべき者として、民法第714条第1項が類推適用されると解すべき。

・ 法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは

- ① その者自身の生活状況や心身の状況などとともに
- ② 精神障害者との親族関係の有無・濃淡
- ③ 同居の有無その他の日常的な接触の程度
- ④ 精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情
- ⑤ 精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容
- ⑥ これらに対応して行われている監護や介護の実態

など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべき。

(Aの妻及び長男が監督義務者に準ずる者に当たるか)

(妻について)

・ 妻は、長年Aと同居し、長男らの了解を得てAの介護に当たっていたものの、本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護1の認定を受けており、Aの介護も長男の妻の補助を受けて行っていたことからすると、妻はAの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったとはいえず、法定の監督義務者に準ずべき者に当たらない。

(長男について)

・ 長男は、Aの介護に関する話合いに関わり、自己の妻がA宅の近隣に住んでA宅に通いながらAの妻によるAの介護を補助していたものの、長男自身は横浜市に居住して東京都内で勤務していたもので、本件事故まで20年以上もAと同居しておらず、本件事故直前の時期においても1か月に3回程度週末にA宅を訪ねていたにすぎないことからすると、長男は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが可能な状況にあったということはできず、その監督を引き受けていたとみべき特段の事情があったとはいえないから、法定の監督義務者に準ずべき者に当たらない。